

柿並区防災会防災計画

1 目的

この計画は、柿並区防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

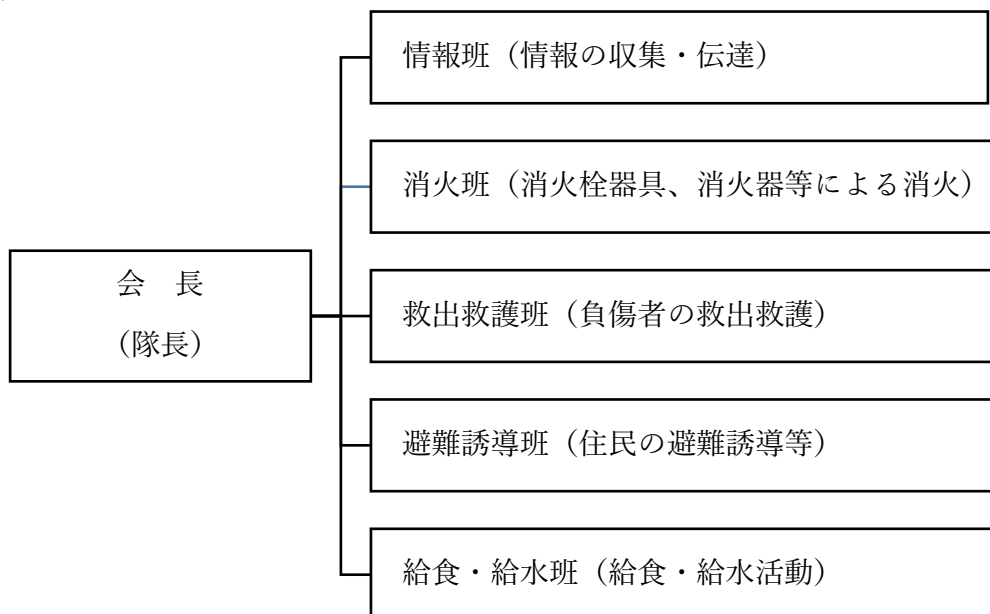
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成および任務分担に関する事。
- (2) 防災組織の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達及び連絡に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄および管理に関する事。

3 防災組織の編成および任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項は、次のとおりとする。
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震、火災、水災などについての知識に関すること。
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (2) 普及の方法は、次のとおりとする。
 - ア パンフレット、チラシ等の配布
 - イ 座談会、講習会、防災映画等の開催

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集、伝達、消火、避難等が迅速かつ適切に行えるようにするために、次により訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別は、個人訓練及び防災訓練とする。
- (2) 個別訓練の種別は次のとおりとする。
 - ア 情報の収集・伝達訓練及び連絡
 - イ 防災（防火）訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 救出・救護訓練
- (3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

6 情報の収集、伝達、連絡

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達及び連絡を次により行う。

- (1) 情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、連絡を密にする。必要と認める情報を地域内住民、防火関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の伝達収集は、電話、テレビ、ラジオ、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくする主な原因となっているので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として、次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ア 暖房用、調理用等の火気使用設備器具の整備及びその周辺を整理整頓する。
- イ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することが

できるようにするため、消火栓器具の取り扱いについて訓練し、消火器、水バケツ等を各家庭に配備するようにする。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要するものが生じたときは、ただちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出救護班の活動に積極的に参加する。

なお、救出救護班、負傷者が医師の手当を要するものと認めたときは医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

9 避難対策

大規模災害の発生が予想される時、または火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

避難命令が出たとき、または防災会長が必要と認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、防災会長の指示に基づき、住民を次に定める避難地に誘導する。

ア 大規模地震による被害の発生が予想される時。

イ 津波、台風等により水災害の発生が予想される時。

10 給食・給水

避難地等における給食および給水は、次により行う。

(1) 給食給水班は、町から配分された食料または地域内の家庭等から提供を受けた食料等を配分し、または炊出しを行う。

(2) 給食給水班は、町から提供され、または井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資機材等

(1) 防災資機材等は、順次配備する。

(2) 年に一度全資機材の点検を行う。

(3) 防災資機材等は、公会堂内及び附属建物に保管・管理する。